資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一千万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十六年三月二十四日

掲載頁　五十五頁（号外第六十二号）

平成二十六年三月三十一日

東京都新宿区新宿一丁目二四番七号

ＷＡＣ株式会社

代表取締役　秋山　肇

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一七一〇万円減少し一九〇万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、計算書類の公告義務はありません。

平成二十六年三月三十一日

静岡市葵区音羽町一三番二二―二〇六号

有限会社テック・ジャパン

代表取締役　望月　眞

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を三百万円減少し一億円とすることにいたしました。

効力発生日は平成二十六年五月一日であり、株主総会の決議は、平成二十六年三月二十八日に終了しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十五年十二月十日

掲載頁　九十二頁（号外第二六八号）

平成二十六年三月三十一日

広島県尾道市東尾道一五番地二九

アンデックス株式会社

代表取締役　田邊　耕造

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を二千万円減少し一千万円とすることにいたしました。

効力発生日は平成二十六年五月二十日であり、株主総会の決議は、平成二十六年二月二十五日に終了しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十六年三月二十四日

掲載頁　四十九頁（号外第六十二号）

平成二十六年三月三十一日

熊本県菊池市泗水町豊水三七三五番地二

株式会社泗水タクシー

代表取締役　新木　和代

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一千万円減少し一千万円とすることにいたしました。

効力発生日は平成二十六年五月二十日であり、株主総会の決議は、平成二十六年二月二十五日に終了しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十六年三月二十四日

掲載頁　四十九頁（号外第六十二号）

平成二十六年三月三十一日

熊本県菊池郡大津町引水四六七番地

株式会社江見商会

代表取締役　江見　悦子

定款変更につき通知公告

当社は、平成二十六年四月十五日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

平成二十六年三月三十一日

東京都港区赤坂五丁目二番二〇号赤坂パークビル一九階

オムジオ株式会社

代表取締役　ロス・マイケルデビッド

定款変更につき通知公告

当社は、平成二十六年四月十五日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

平成二十六年三月三十一日

福岡市東区筥松新町六番一二―一〇三号

株式会社久信工業

代表取締役　倉田　隆三

株式譲渡制限設定につき株券提出公告

当社は、定款を変更して譲渡による株式の取得につき取締役会の承認を要する旨の定めを設けることにいたしましたので、当社の株券を所有する方は、効力発生日である平成二十六年五月十日までに当社にご提出下さい。

平成二十六年三月三十一日

熊本県荒尾市万田八九二番地一

株式会社ロータス観光

代表取締役　寺本　正

株式移転につき通知公告

左記会社は、株式会社九州ガスホールディングス（住所長崎県諫早市幸町一番二三号）を完全親会社とする株式移転をすることにいたしましたので公告します。

平成二十六年三月三十一日

長崎県諫早市幸町一番二三号

九州ガス株式会社

代表取締役　芦塚　猛

長崎県諫早市津久葉町六番地一〇

九州テクノ株式会社

代表取締役　栗林　宏光

外国会社の全ての日本における代表者の退任公告

当社の全ての日本における代表者である岡本幸一が退任することに対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

平成二十六年三月三十一日

東京都渋谷区広尾四丁目一番四―四〇四号

Azabu InvestmentsLLC

日本における代表者　岡本　幸一

外国会社の全ての日本における代表者の退任公告

当社の全ての日本における代表者である三塚由紀子が退任することに対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

平成二十六年三月三十一日

東京都中野区弥生町六丁目二番一―七〇四号

ＡＨＡＬＯＳ株式会社

日本における代表者　三塚由紀子

限定承認公告

本籍青森県黒石市大字内町四二番地、最後の住所青森県弘前市大字堅田四丁目九番地一

被相続人　亡　境　賢三

右被相続人は平成二十五年十二月十四日死亡し、その相続人は平成二十六年三月十日青森家庭裁判所弘前支部にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に申し出るべき旨の公告をいたします。

平成二十六年三月三十一日

青森県黒石市大字上十川字留岡三番三二―一八

限定承認者　境　一

限定承認公告

本籍岐阜県大垣市桧町七二三番地、最後の住所本籍に同じ

被相続人　亡　加納　幸雄

右被相続人は平成二十五年十二月一日死亡し、その相続人は平成二十六年三月二十日岐阜家庭裁判所大垣支部にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年三月三十一日

岐阜県大垣市桧町七二三番地

限定承認者　加納不二夫

限定承認公告

本籍愛知県名古屋市中川区下之一色町字北起一一番地、最後の住所本籍に同じ

被相続人　亡　平川　尊代

右被相続人は平成二十六年二月二十二日死亡し、その相続人は平成二十六年三月十八日名古屋家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年三月三十一日

名古屋市中区三の丸一丁目一四番七号本丸ビル四階名古屋中央法律事務所

相続財産管理人平川琴美

代理人弁護士　北折　大地

第二種金融商品取引業の廃止の公告

当社は、平成二十六年五月二日をもって第二種金融商品取引業を廃止することといたしました。

金融商品取引法第五十条の二第八項に規定する顧客取引の結了の方法並びに第二種金融商品取引業に関し顧客から預託を受けた財産及びその計算において当社が占有する財産の返還の方法につきましては、結了が必要な顧客取引及び返還を必要とする顧客財産はございません。

以上、金融商品取引法第五十条の二第六項の規定により公告いたします。

平成二十六年三月三十一日

東京都新宿区新宿七丁目二五番一号アクティヴュー新宿一四〇四

株式会社アイエムジェイ

代表取締役　島田　政実